

平成25年12月

城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

会 議 記 録

平成25年12月城南衛生管理組合議会廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

開催日時 平成25年12月26日（木）午後2時
開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員（11人）

委員長	中坊 陽
副委員長	土居 一豊
委員	田辺 勇気
委員	山本 邦夫
委員	内田 文夫
委員	堤 健三
委員	八島フジエ
委員	浅見 健二
委員	荻原 豊久
委員	長野恵津子
委員	矢野友次郎
議長	関谷 智子（オブザーバー）

説明のため出席した者

専任副管理者	竹内 啓雄
事業部長	寺島 修治
施設部長	浅田 清晴
事業部理事	清水 孝一
施設部理事	福井 均
財政課長	杉崎 雅俊
新折居課長	福西 博
施設課長	川島 修啓
施設課主幹	池本 篤史
施設課主幹	馬淵 武志
財政課主幹	栗山 淳彦

職務のため出席した者

議会事務局長	太田 博
--------	------

1) 議 題

- 1 折居清掃工場における白煙防止用の減湿用冷却器からの冷却水漏出事案について

午後1時57分開議

○中坊 陽委員長 ご苦勞さまです。本日は何かとお忙しい中、廃棄物（ごみ・し尿）

処理常任委員会を招集いたしましたところ、関谷議長並びに委員各位におかれましてはご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。出席委員は11名全員であります。本委員会に傍聴の申し出及び報道機関より写真撮影の申し出がありますので、委員長においてこれを許可しております。

それでは、ただ今から廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を開会いたします。初めに、理事者より挨拶の申し入れがありますので、お受けいたします。

竹内専任副管理者。

○**竹内啓雄専任副管理者** 本日、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、このように年末の何かとご多忙の中、こうしてご参集賜りまして厚くお礼を申し上げます。関谷議長におかれましても、ご多忙の中、ご臨席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、本日ご報告をいたしたく存じておりますのは、折居清掃工場における白煙防止用の減湿用冷却器からの冷却水漏出事案についてでございますが、まずもって、ご報告に先立ちましておわびを申し上げる次第でございます。

先般11月11日夜間の漏出事案発生以来、13日には事案のご報告を申し上げ、22日に議員の皆様にお知らせいたしました報道発表につきましては、未分析、分析ができておらない項目がありましたこと、また、ダイオキシン類につきましては、分析結果が出ていない段階にもかかわらず問題がなかった旨の発表をし、26日再開されました定例会本会議においても、管理者からその旨申し上げたにもかかわらず、基準値を上回った冷却水が工場外に流出しており、分析結果の公表・報告に誤りがありましたことにつきまして、重ねてご心配をおかけすることになり、折居排ガス事案及び奥山排水事案を受けまして、一日も早く住民の皆様からの信頼を取り戻すため取り組みをしている中で、このような不手際、また不完全なご報告となりましたことにつきまして、まことに申しわけなく、おわびを申し上げる次第でございます。

本日は、これらの再分析の結果が判明しておりますので、これまでの経過を含め、ご報告を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

なお、本件に係る定期点検整備工事を行いましたプラントメーカーである日立造船株式会社に対しましては、安全管理措置の不徹底が原因として生じたものであることから、文書をもって厳しく注意喚起を行ったところでもありますので、ご報告をいたします。

それでは、本日配付を申し上げます委員会資料に沿って、担当部長よりご報告を申し上げさせていただきたいと存じていますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**中坊 陽委員長** それでは、本日の議案であります折居清掃工場における白煙防止用の減湿用冷却器からの冷却水漏出事案についての説明を求めます。

浅田施設部長。

○浅田清晴施設部長 折居清掃工場における白煙防止用の減湿用冷却器からの冷却水漏出事案について、本日ご配付いたしております資料に基づき説明をさせていただきます。

まず初めに、1 ページから、本事案の経過についてであります。平成25年11月11日の月曜日の夜間、折居清掃工場1号焼却炉の立ち上げ途中において、白煙防止に係るガス洗浄塔減湿部の冷却水用温水槽の貯水量が定量確保できない状況から、その原因を調査しましたところ、減湿用の冷却器のドレンバルブが開放されたままの状態であることが判明いたしました。

そのため、結果として、午後7時頃から午後9時30分頃までの約2時間半の間において、約15m³の冷却水がそのドレンバルブから漏出し、雨水排水経路を經由して場外に流出したものであります。

なお、流出経路につきましては、工場棟から雨水排水溝に流れ、搬入道路入り口付近にあります最終雨水排水ますから太陽が丘の調整池に流出したものであります。

次に、2番目の原因についてであります。減湿用冷却器のドレンバルブが開放されていた原因についてであります。3ページの別紙1の減湿用冷却器冷却水フロー図をご参照ください。

毎年行っておりますプラントメーカーによる点検整備工事において、この図にあります減湿用冷却器内部の点検を実施するに当たって、内部に残留している冷却水を完全に抜くために、右側中央にあります赤枠で囲ってあるドレンバルブを開いたもので、このオーバーホール工事終了後、本来は閉めておかなければならないことをプラントメーカーにおいて怠っていたというものでございます。

次に、3番目の水質分析項目についてであります。当工場は、施設から発生する排水を外部に排出しないクローズドシステムとなっておりまして、水質汚濁防止法の排水基準の適用外となっております。本事案においては、冷却水が雨水排水経路から工場外に流出したことから、排水基準が適用される事業場に当てはめまして、水質汚濁防止法に照らして水質分析を行いました。

また、当工場は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設となっていることから、ダイオキシン類についても水質分析を行いました。

なお、11月12日の工場敷地内及び13日の太陽が丘調整池で採取いたしました1回目の水質分析において、水質汚濁防止法の該当項目43項目のうち、39項目については分析を行ってりましたが、残りの4項目、有機リン化合物、ノルマルヘキサン抽出物質の鉱油類含有量と動植物油脂類含有量、それから、クロム含有量のこの4つについて分析できておりませんでした。

また、11月12日の試料採取後において、工場敷地内の当該雨水排水ますのたまり水をバキューム車で吸引し、当工場において処理を行っておりますが、排水ますや排水溝には当時の残留物がある可能性から、その後の水質を確認するため、当時の試料とは異なったものとなりますが、11月28日に試料の再採取を行い、水質汚濁防止法の43項目に加え、ダイオキシン類についても2回目の分析を行ったものでございます。

次に、2ページの水質分析結果について説明させていただきます。

1回目または2回目の水質分析結果において、試料採取場所のうち、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の排水基準値を超過した項目を抜粋して説明させ

ていただきます。

なお、大腸菌群数につきましては、基準値が日間平均となっております、また、1回目において違う単位で結果が出ております関係から、除外をさせていただきます。

4ページ、5ページの別紙2の折居清掃工場における白煙防止用の減湿用冷却器からの冷却水漏出事案についての水質分析結果をご覧ください。

初めに、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物についてですが、1回目の結果で、工場棟前側溝ますにおいて排水基準値の0.005mg/ℓを若干上回った0.0051mg/ℓとなっておりますが、その後の経路では基準値を下回っておりまして、場外に流出した水質には問題なかったものと考えております。

また、2回目においても雨水排水経路では全て基準値内となっております、問題なかったものと考えております。

なお、工場内機器で0.016mg/ℓとなっておりますが、この水は通常工場内において循環利用または適正処理されるものであり、問題がないものと考えております。

次に、鉛及びその化合物について、1回目、2回目ともに場外に流出した水質には問題なかったものと考えておりますが、2回目の結果において、工場棟前側溝ますで排水基準値0.1mg/ℓを若干上回った0.11mg/ℓとなっております。このますは深さが浅く水量も少ないことから、試料採取時に底部に残留していた泥など浮遊物質が多量に混入したことが1つの要因ではないかと考えられます。

次に、5ページに移りまして、ノルマルヘキサン抽出物質含有量の鉱油類含有量についてですが、1回目では分析できておりませんでした。2回目の分析結果では、工場棟前側溝ますにおいて、排水基準値5mg/ℓを上回る6.5mg/ℓが検出されました。

このノルマルヘキサン抽出物質含有量の鉱油類は、車のオイルや機器類の潤滑油などに起因するものであると考えられ、何らかの原因でこれらが分析する試料に混入したことが1つの要因ではないかと考えております。

なお、その他の項目につきましては排水基準値内となっております。

1回目、2回目の全項目の分析結果表を6から7ページに別紙3として添付いたしておりますので、またご覧おき願いたいと思います。

次に、一番下のダイオキシン類の分析結果について、1回目の水質分析結果では、排水基準値10pg-TEQ/ℓを上回った69pg-TEQ/ℓの排水が雨水排水経路から工場外に流出したのと考えられますが、有識者の見解もあり、漏出した冷却水の量、採取場所での分析値から見ると、流出が恒常的でないため、健康被害が生じることはないものと考えております。

また、2回目の分析結果では、工場棟前側溝ますで排水基準値を超過しておりますが、これも鉛と同様、水量の関係、残留物の混入等が要因とも考えられますが、その後の経路では基準値の範囲内でありました。

なお、当工場において、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排ガス、焼却灰などについても分析を毎年行っておりまして、その結果につきましては、ホームページにおいて公表するとともに、毎年度の決算成果説明書に掲載しておりますとおり、この間、基準値を上回る等の問題は発生いたしていません。

水質分析結果において、1回目、2回目ともに排水経路上で数値の上下があります。

これは水量の関係による浮遊物質の混入等、試料採取時の状況などが要因と考えられ、今後においても定期的に分析を実施してまいりたいと考えております。

次に、2ページに戻っていただきまして、再発防止対策についてでございますが、本事案の要因となったドレンバルブには専用配管を取りつけ、その冷却水を排水処理施設において処理できるよう、既に対策を講じています。

また、その他の設備等においても、本事案を例として、可能性がないかなどの点検を行い、懸念する箇所については同様の対策を講じております。

なお、工場敷地内の雨水排水ます及び排水経路については、高圧洗浄を行うとともに、その排水についてはバキューム車により吸引し、当工場において適正に処理を行っておりますが、今後においても、先ほども申し上げましたが、水質分析を定期的に行うこととし、安全確認を行ってまいりたいと考えております。

以上が本事案の説明でございますが、1回目の水質分析結果につきまして、検査機関から当初報告のありました51項目についての分析結果に基づき、基準値を超えた水銀についてのみ、その数値を11月22日に公表いたしました。水質汚濁防止法の該当の43項目に照らして再確認を行いましたところ、4項目について分析できていないことが判明いたしました。

また、水質汚濁防止法の該当項目ではございませんが、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類についても水質分析の対象とし、他の項目と同様に検査機関にて分析をいたしておりましたが、検査機関から分析結果報告のあった51項目で水質分析が全て完了したものだと思ひ込み、その結果を公表してしまったものであります。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に係る水質分析結果については、11月26日午後検査機関から速報として報告を受け、11月29日に正式な報告を受けたものでございます。

水質汚濁防止法の該当項目のうち4項目について分析ができていなかったことに加え、ダイオキシン類についても分析結果が出ていない段階であるにも拘わらず、工場敷地から外部へ流出した水質に問題なかった旨の公表をしてしまったこと等につきまして、深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○中坊 陽委員長 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。

山本委員。

○山本邦夫委員 質問に入る前に、まず確認ですけれど、今回の環境への影響なしという前に記者発表、公表したときの問題点としては、最後の方に説明があったように、水質汚濁法で43項目チェックせないかんかったところが39項目であって、4項目が1回目には分析されてなかったと。それから、ダイオキシンについては、水質検査を出していたけども、その結果が出てない段階でフライングして公表してしまったということの理解でよろしいんですかね。

ほな、ちょっと幾つか聞かせてもらいますけども、そもそもバルブを閉め忘れて水が外に出たと。その水質検査しなくちゃいけないと。そのときに、こういう内容で検査を

してくださいということでやるのに業者とはどのような発注をされていたんですかね。要するに、水質汚濁法に関する項目で水質を検査してくださいというようなことやるのか、それとも、ここにある一覧表である、上から読むと、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、一つ一つを、これとこれとこれをやってくださいという形で品目を指定してやるのかね。どういう形でまず衛管は発注されていたのか。要するに43調べないかんのに、何でそれが39になっていたのか。そこところは僕らは専門外なのでよくわかりませんが、ある意味ではこの業界でいえば当たり前のことなんじゃないんですかね。幾つか、この3つなら3つをちょっと調べてくださいとかいうようなことで発注されているのか、それとも。

まず、検査項目についての発注の仕方をちょっと、どこまで業者さんと詰めていたのか、そこに抜けていたら衛管の側からの発注に問題があったのか、その辺をちょっと。経過は一応、何で今日この会議をやられているのかというのはわかりますけど、何でそんなことが起こるのかというのはよくわからない。何でそんなミスが起こるのかがよくわからなくて。教えてください。

それから、一方で、これ、39項目ないし43項目、その水質検査を出されたことダイオキシンの特別措置法に基づく水質分析結果というのは、発注をしている先は同じですかね。その業者さんの名前を教えてくださいたいのと、それから、そもそも水質汚濁防止法に基づく分析とダイオキシン類対策特別措置法に基づく分析は、事業としては別で扱うのか、1つの発注なのかね。要するに、片っ方だけまずとりあえず仕上げて結果を持ってきてもらったと。それを受けてほいほいと公表してしまったけど、もう1個、ダイオキシンの方が来ていたと。そのあたりの業者さんとのやりとりね。例えば、要するに普通の製品とかの納品でいえば、部分品とか完成品でないものとか、AとBを発注してAしか来ていないのに全部仕事してもらったというふうに早とちりして動いているわけでしょう、衛管として。何でそんなことが起こるのかがよくわからなくて。衛管としてのそのチェック体制というんですか。僕らは専門外で、こんな項目を1個1個見させられてもようわからへん。ちんぷんかんぷんやと。でも、その業者にしても、それから衛管の側にしても、この一つ一つが何を意味するのかというのはわかるはずで、第1次の報告が上がったときにそれはどうなっていたのかというのがね。当然、誰もがここを専門にやっている人だったらチェックできて当たり前のことなんじゃないんですかね。それが何で。おそらくこれ、公表に至るまでに何重にも議論がされて、これやったら問題ないかと、基準値超えてるけど、この量やったら大丈夫やとか、いろんな判断をされる中で公表に至っていると思うんですね。そこが何で、何重にもチェックをしているはずなのにそれがスルーしてしまったのかがよくわからなくて、何を聞いていいのかよくわからんのが正直なのでね。そこは今言うたことに沿って教えていただきたい。

それから、この2種類の分析結果、2回やられて、この一連の検査費用というのは幾らかかかっていて、どこが負担しているのか。衛管持ちなのか、日立造船が持っているのか、これを教えてください。

それから、この件からちょっと離れますけど、この際、日立造船との年間のいわゆる特別指名というんですか、随契でね。日立造船の随契というのは総数何件あって、金額

をちょっと教えてもらえないですかね。今急に言うてそれがすぐ出るかどうかわかりませんが、ちょっと教えてください。

それと、もう1つ、ちょっと技術的なことで。この別紙のところに表がありますけど、1回目の検査のときに上の水質汚濁法の関係でいうたら43項目あって、40からは未実施で、4項目抜けていたというのはわかるんですが。39のところがあって、39と38の間に二重線が引っ張ってあって、これは何かの意味があるのかなと思うんですけど、要するに表を見たときに、1から38までの最初の二重線までのブロックと、それから、38の二重線の下にあって、その下に40以下未実施のものがあって、この二重線の意味がよくわからないんですよ。ここは何なのかなと。ちょっと教えてください。そこから答えてもうた方がええかもしれんけど。

以上です。

○中坊 陽委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 最後にご質問いただきました二重線でございますけども、資料の方で申し上げますと、1回目の結果でございますが、そちらの方には二重線を引かせていただいております。これが資料の6ページでございます。7ページを見ていただきますと、2回目の方には引かせていただいております。

意味ですけども、6ページで見させていただきますと、40、41、42、43、これは未実施であったということで、欄外にさせていただいたと。それから、39番のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物につきましては、米印の2という形で細かく書いているんですけども、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とアンモニア性窒素を足したものです。この2つのものを足してここに表記していますので、2回目の検査ではこの部分について足し算じゃなしに検査をしていますので、検査結果として43項目、分析機関からいただいておりますので、そういった記載になってございます。

1回目につきましてはストレートに検査結果が出てきておりますのが、ここでいいますと1から38で、39については足し算でもって答えを出したと。それから、40から43は未実施であったということでございます。

それから、水質分析機関につきましては、京都市内にございます株式会社ジーエス環境科学研究所。1回目、2回目ともそちらでございます。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 福井施設部理事。

○福井 均施設部理事 最初の業者の方への測定項目の発注依頼のことで、実施しておりますのは、新折居の方の環境影響評価方法書に基づきます有害物質、人の健康に係る環境基準という項目と、それから、宇治川における水質調査測定結果、それをもとに、その中で全て水質汚濁に係る項目が全てその中に網羅されているというような形で思い込んでおりました。そういった関係で、業者についてはそういう形で発注しております。

す。実際に来た段階で正式に確認しましたところ、4項目について漏れたという状況でございます。

それから次に、今、寺島の方から申しました発注依頼については、ジーエス環境で一括発注しております。発注内容につきまして、ダイオキシンについてはジーエス環境の方から委託をいたしまして、島津の方で実施をしているところでございます。

それから次に、費用の方ですけれども、ちょっと詳しい全体の費用までは、約でしか今答えられませんが、大体、五、六百万ぐらいの費用になるかなと考えております。

費用の負担については、今のところ原因者である日立造船でという考え方をしております。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 杉崎財政課長。

○杉崎雅俊財政課長 契約内容についてお答えいたします。日立造船に対する随意契約の実績でございますが、決算委員会等でもお答えしたんですけど、13件、4億1,827万8,000円。各種工場の点検整備工事、修繕工事等々含めて13件でございます。以上です。

○中坊 陽委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 まず、この二重線のとこ、39は足し算したから1項目、要するに2項目を出しているから欄外へ入れて。2回目の方はそうじゃないということであれば、分離されて出てこないといけないんじゃないんですか。項目の数、増えてくるとか。ちょっとあんまり本筋じゃないかもしれませんが、そのあたり。表記の項目が分かっているのかな。でもないよね。何かちょっとそこが。2つを1つにまとめているのやったら、項目数そのものが変われへんのは何でかなと。もうちょっと丁寧に教えてください。

それから、発注の仕方は、結局4項目漏れていたというのは、衛管側の発注、要するに検査の依頼のミスになるんですか。それとも、要するに人体に影響あるものという形でのあれで、当然含まれていると思っていたけれども、向こうはそうではなかったと。そうすると、1回目の検査そのものの、要するに衛管は全部含めてということを出していますよと。いやいや、そんなこと聞いてませんと。業者さんとの関係でいうと、どっちにミスがあるんですか。発注するときに、業者からしたら、おたくらそんなこと言わへんかったでしょうと。

要するに、これ、1回で済んだ検査でしょう、ある意味では。もう1回やっているわけじゃないですか。それで五、六百万かかって。それは均等に250万なり300万かかっているのかどうかわかりませんが、1回で済んだものが追加でもう1回やらないかんということになったんじゃないのかなと。そのときに、発注する側にミスがあったのかね。それとも、相手に、当然やるべき検査をやっていないと。あんたらやってないのやから、そっちの責任でやってくださいということとね。その辺は業者さんとは、ジーエス環境科学研究所とはどんな話になっているんですか。その今までの衛管のいろん

な調査項目がありますよね。排ガスの測定であったりとか水質の検査であったりとか、いろんなことを、ずっと予算・決算でも項目が上がってきますけど、そのあたりが今改めて聞いたときに、ものすごく雑な発注がされているのじゃないのかなど。とりあえずどっちにミスがあるのかをはっきりさせてもらって、その次にちょっと聞かせてもらいます。

それと、あともう1つ、費用負担の問題については日立造船が負担するというのですが、今のところというのがちょっと気になるんですけど、まだそこは決着がついていないということですかね。そのあたり、教えてください。

○中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 発注でどちらにミスがあったかといいますと、結論から言いますと、発注の仕方が悪かったということでございます。検査機関は衛管から言われたものを検査したということでございます。

言いわけになりますが、冒頭、浅田部長の方からの説明もありますように、折居清掃工場はクロードシステムでございまして、排水というものは出さないという、水質汚濁防止法による検査はやる必要はございません。したがって、通常そういう水の検査で何をどうきちっと検査したらいいかということは、正直なところ正確に把握し得ていなかったと、こういう我々側のミスであると思います。

理事が申しあげましたように、今、折居清掃工場の更新事業でアセスメントをやっております。その中の項目、あるいは人の健康に影響を与える項目等々、五十数項目を発注しておりますので、当然それだけやればいだろうというような形で依頼しておりますので、それはどちらにミスがあったかという、発注者からそういう形で発注した。そういった意味でいえば、最初からきちっと水質汚濁防止法に掲げられている43項目、これで検査をしてくれという形できちっとしておれば、こういう問題は起きなかったとは考えております。

それから、検査費用につきましては、当然にこういった検査をする必要が生じた原因はプラントメーカーの点検ミスにあるわけですから、当然そちら側で支払ってもらうべきものとして申し伝えてあります。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 二重線の引いてある問題でちょっと丁寧な説明ができておらず、申しわけございません。我々の方で11月12日、13日に試料を採取しました検査報告の結果については、前回ファクスなりでご報告させていただいたんですけども、51項目の検査結果を得たと。今申しあげております6ページの39番という形での数字は上がってございませでした。その51の中に、それぞれ足し算でもってできる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とアンモニア性窒素が個別に入ってございましたので、今般は表を見やすくするという形で、それを抜き出して我々の方で足し算した形でここに表記さ

せていただいたという格好でございます。2回目については、この39番という形で分析機関の方から報告を受けていますので、そのまま記載したというものでございます。

○中坊 陽委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 発注ミスだったと。折居はクロズドシステムなので、要するに水質検査のことは日常やっているわけじゃないから、ちょっとそこが漏れていましたという甘い発注になっていたということで、事実としてはそうのみ込んだらいいのかなと思うんですけど。ただ、衛管には、衛管は別にごみを燃やしているだけじゃなくて、ここだって水質管理をしているし、それから、奥山で問題になっていて、あそこがやっている埋立処分場の処理施設、それから長谷山だって処理施設があり、三郷山にもあって、水質を扱うところというのはあるわけですよ。そういったところの仕事を経験されている方も当然いらっしゃいますよね。人事異動でそこに、折居のメンバーが全く生粋に折居だけでしかやってなくて、水質のことなんてやったことない人ばかりがいるわけじゃないと思うんですね。そのあたりはどうなんですかね。なぜそういう発注が通っているのかがよくわからないとこなんですけど。

それからあと、ダイオキシンの方は後から報告が来たから、ダイオキシンを忘れていた、ダイオキシンもあったと、誰が見てもそれはわかりますよね。さっき言った水質汚濁防止法の方は五十何項目で、本来、法的には必須で43項目やらないかんかったところが4項目抜けていたと。そこはどういう経過で発見されたか。その発見した経過というのちょっとははっきりさせておいた方が、今後、再発防止、例えば職員の技術水準の問題とかいうことでいうても、なぜそもそも、永遠に気がつかなくても不思議じゃなかったということでしょう。ダイオキシンの方はほんとこの報告書が来たのやから、あれ、まあというふうになるし、水質汚濁防止法の方は、単に言えばなぜ気がついたのか。気がつかなくてもおかしくはなかったでしょう。じゃないんですかね、議論を聞いていて。その辺、ちょっと教えてもらえますか。

○中坊 陽委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 4項目の漏れにつきましては、具体的には議会の方で議員の方から資料要求がございまして、我々の方で当初に情報提供させていただいたのは基準値超えの部分だけでした。基本的に城南衛生管理組合の方で検査した全項目についてどういう数値があったかと、基準内も含めて資料提供をするという形で資料の提出を求められましたので、その段で我々一つずつ項目を整理して、水質汚濁防止法に基づく項目がどれで、基準値がどうかという対比をつくる中で、内部の方で気がついたという次第でございます。

○中坊 陽委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 要するにこの間のこの本会議で山崎議員が何で水銀だけなんやとい

う話があって、全項目出しなさいという中で照合して気がついたということなわけですね。手続的には、資料請求された山崎議員には資料は届いているんですよね。この趣旨の同等の報告はされているんですよね、それは。

あと、発注が曖昧やと。議会からの指摘を受けてこのミスに気がついたということですね。本当に自浄能力というのか、一体どうなっているのかと。そういう言い方しか僕もようせんのですよね。例えば法律を遵守しようと思ったら、法律を理解していなければ遵守もできないし、今の話でいえば、法で必須の分析の項目すらきちんと衛管としては明示できないという状況にあるということなんじゃないですか、これ。そこはやっぱり職員の体制、それから技術水準、根本のところからちょっと。だって、たまたまこれは表に出ているけども、今まで我々がもらっているデータにしたって、いろんなデータが並んでいますよね。それが法と照らし合わせて漏れてないのかということ、僕らもそこまで疑ってかかった質疑ってあんまりなかったと思うし。ほかにこういう類似のケースがいっぱいあるということはないんですか。その辺の内部での総チェックというのか、点検をどうしていくのかということのをちょっとお聞かせいただきたいなと思うんですけど。

○中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 事の次第はこれまでご説明しているとおりでございます、そこにある根本的な問題としてのご指摘だろうと思います。これも私を含めまして、公表の際にも申し上げておって、新聞にも書かれておりますのでご承知かと思っておりますけども、本当にダイオキシンという、これまで組合としても多額の費用をかけてそれなりの対策を立ててきたそういう重要な項目について、水銀が一部、工場敷地内で検出されたけども、最終的にはクリアしていたと。これをもって全てこれでほっとしたと言ったら、まあ、そういうことで、これでもう問題なかったと、こういう先入観にとらわれておりました、ダイオキシンのダの字も飛んでおったことは事実でございます。

この件に関しましては、11日にそういった流出事故がございまして、それまでに6月に折居での未処理ガスの放出事案があり、またデータ改ざんもあり、また奥山の事案が続くと、そういう中で今回こういった事故が起きたことについて、正直申し上げまして、一刻も早くこのことを明らかにして、一刻も早く安全であったということをお願いするという一種の強迫観念に駆られておったことも事実でございまして、非常に急がせておりました。そういった意味で、検査機関からも大体10日で分析結果は出るだろうと聞いておりましたので、大体その辺の時点で結果が出てまいりましたので、水銀が一部出たけども、あとは問題ないと、しかも、今アセスをやっているいろんな検査項目、それから人の健康に関する項目も含めて出したということですので、これでもう問題なろうと。こういう、本当にそういった意味では早まった判断をしたのが事実でございます。

そういった経過の中で私自身が急がせて、そしてまた、こういうミスを犯したわけでございますけども、ご指摘のあるように一つ一つチェックして一つ一つ押さえて、そしてできていなかったということは事実でございまして、こういったことは組織全体として持っている1つの課題かなと思っております。これをやはり克服していくことによっ

て、これまでのいろんな事案についてもまた改善するための1つの手段になってくるんじゃないか、このように思っている次第でございます。

○中坊 陽委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 議員の方から資料要求されました件の資料でございますが、11月28日付で当該の議員含め全議員宛てに、ファクスでございますけれども、水質の分析結果については送付をさせていただいております。

○中坊 陽委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 もう最後にしますけど、要は発注の問題でも、それから検査結果を受け取るにしても、業者お任せという印象が強くなるんですね。別にそれだけに限らず、ほかの契約なんかでもそうなんですけど、折居のもともとのガスの洗浄塔の漏水の問題とかの修理をどうやっていくのかというのは、きちっと衛管がそういうしっかりとした技術水準を持って、ここの部分はこういうふうにもうそろそろ補修が要るんじゃないかとか、それから、現在この件についてはこの項目で検査を出さないかとか、それから、結果が上がってきたときに、急がなければならないという事情もそれはわからないでもないですけども、これだけ不祥事が続いている中ですからね。そやけど、やっぱりきちんと中でやるべきこと、果たすべき義務というのかな。職員の能力、衛管であるそこが業者にやってもらったらそれで終わりですよじゃなくて、そこをきちんとコントロールしているというのか、きちんとそこを最終判断していくのは衛管なわけで、そこがいろんな形で今外部委託がどんどん進んでいて、その技術力とかがそぎ落とされている印象がどうしても強いんですけどもね。そのところは今のままやったらお任せするしかないような体制やと思うんですよ。そこもやっぱり100人を大きく切って、そこでどれだけやれと言うのもなかなか無理なことがあるかなと。ただし、僕らにしてはこの数字なんか見るだけでも頭が痛くなるような数字ですけど、詳しい人間がぱっと見たら瞬間的にわかるぐらいの技術を持たなだめなんじゃないんですか。法的には、これでもよかったっけな、抜けてるでというのがぱっとわかるぐらいの技術水準を持たへんかったら、そうすれが発注のミスなんていうのもないしね。水質汚濁防止法に基づいてのこれだけの項目、そのほか人体、生命に影響のあるような項目についてはやってくださいという書き方にしとけば、業者の方はそれは見ているわけでしょう、発注仕様書とかそんなことは正確に。そのときにも、じゃ、この項目でいいですわとやりとりの中で、これで、でも、法的にはクリアできてないですよという話もないというのがまたおかしな話やし、それは今言うても仕方がないことなので、もたれ合いみたいなことはないように、今後ちょっと改善していってもらおうということで、それは要望にしておきますけど。以上です。

○中坊 陽委員長 ほかに質問ありませんか。
堤委員。

○堤 健三委員 焼却炉を立ち上げる前の点検項目というのがあろうかと思うんです。例えば今のドレンバルブが閉まっているのかあいているのか、札か何かかけられるんですか、それは。それが1つ。

○中坊 陽委員長 福井理事。

○福井 均施設部理事 一応、立ち上げ時については点検チェックシートというのをつくっております。ただ、今回事案が起きました漏れた箇所のポンプを運転する項目はあったんですけども、その際にバルブを確認せえという項目が抜けておりました、今回確認しまして。それは事案後についてはその項目を追加して、確認するようにはしておりますけども、通常、バルブについては、閉にしている部分はかけ札なんかをして、閉まっていますよという表示をしております。ただ、今回、業者の方が、もう点検時には開にしとって、最終、閉にしたという、業者も点検時にはかけてやっておったんですけども、開のままの状態で先に外してしまったというようなことを聞いておりますので、そのまま、後、うちの方も、それをチェックシートで抜けていたこともありまして確認できず、ポンプをかけてしまったことから今回の事案に発生したと、そういう状況になっております。

○中坊 陽委員長 堤委員。

○堤 健三委員 もう1点。この図面でドレンバルブの後に専用配管を取りつけて、まかり間違っても外に出ないように措置をとられたということなんですよ。これ、図面で説明していただいたらいいかなと思うのやけど、できますか。

○中坊 陽委員長 福井理事。

○福井 均施設部理事 事案が起こったときには、ドレンバルブは、通常開けてバケツで受けて抜く程度のためのバルブをつけておりました。それでも実際にあけとったら外に漏れてしまった状況がありますので、今回はこのドレンバルブから場内、外に出てくる箇所を今度工場内に配管を引き込んでいます。それで排水処理で処理できるような形に改善しております。

○中坊 陽委員長 ほかに。
浅見委員。

○浅見健二委員 これ、ずっとこういうことが続いておって、その都度、専任管理者以下、申しわけありませんということになっておるわけやね。委員会もこれ、何回やってもそんなことばかりやっているというのは、いかがなものかと思うんですよ。私たちが正直言うて出てくるのが嫌になってくるんですわ、これ。あんたたちは一体どんなふう

考えてとるんですか。これまた、ほな、もうこれで終わりかと、こう言うたら、いやと、こういうふうに分言はるのでっしゃろ、きっと。一遍聞かせてもろうたらいいけど、いや、もうこれでびしとやりますということで言ってもらえればええのやけどね。一体いつまでこういうことが続くんやと。その都度、やれマニュアルであるとか、やれ何やらであるとか、やれ場外やの中やのとか、そんなことばかりが、ずっとこれ続いているということについて、そこにいらっしゃる皆さん、どんなふうにお考えになっているんですか。ただ、申しわけない、申しわけないの連続を聞いたって、私らこれ、何もうれしいことあらへん。審議するのがほんまに、出てくるのが嫌なぐらいや。一体どんなふう考えてはるの。

○中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 お叱りを受けるかもわかりませんが、申しわけないというふうにしておわびをするしかないのが正直なところでございます。もうこれで全くないのかと言われましても、そのことをお約束するすべもございませんし、我々としては、このようなことが二度とないように、今後、これまでの委員会でのいろいろなご指摘、ご指導を受けて、少しでもこういうことが生じないように精いっぱいこれから組織一丸となって努めていきたいと、こう申し上げるしかございません。

一つ一つ、折居清掃工場の最初の事案につきましても奥山の事案につきましても、それぞれ中身も違いますし、また、起こった時も違いますし、それぞれがそれぞれまた別個の原因があるんだろうと思いますが、どのようなことであれ、それは我々職員がやっていることに全部関連しているわけでございますので、一にも二にも法令に基づいて業務が適切に正しく行えるように、今後もその努力を続けていくしかない、今このように思っておりますので、どうかご理解のほどお願いしたいと思っております。

○中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 それは専任管理者、理解せえ、理解せえと言うたかって、こんなもの理解できまへんで。誰が理解できるの、こんなもの。こういうことが再々起こると、今後いろんな施設をつくるときに地元住民の合意が得られなくなりますよ。あんたたちは建てるときは安全やと。十重二十重に安全をやって、地域住民の皆さんにご迷惑かけませんというようなことを言うて建てるわけでしょう。今回だって、たまたま幸いにして、これ、大した害にならなかったということがあってよかったけど、もっと大きなことになっておたらどうするんですか。これ、誰が責任とるんですか。

これからいろんな意味でこういう施設、大体こういう施設は嫌われ者施設なんですよ。それを安全やからということで建てていくわけでしょう。それがこんなことしとってどないするのよ、これ。ほんで、今、専任管理者じゃないけど、いや、もう今後ありまへんとかよう言いまへんなど、こういうことを言われたら、今後新しい施設をつくるときに、そんな安全でないものはうちに来てもうたら困りますと、こうなりますよ。

ほんで、例えばこのドレンの閉めるのをマニュアルに閉めるのを確認せえと書いてな

かったと。書いてなかったから、これ、確認せえへんかってんて、そんなの、この機械を扱う人の言い方としてあるのか、そんな言い方が。これ、最初に検査しはった人も、閉めとくの多分忘れはってんやろう。次に、これを立ち上げるときに、閉まっているかどうか見やへんかったのは書いてあらへんかったから見やへんかったんやと。今度はそやから書きましたと。こんなことで言いわけになるのか。私ら、ちょっと考えられへんわ、そういうことが。あんたたちがそんなことを考えているとするのならよ。バルブみたいなもの、もともと閉まってあつたら閉めるものやしやな。それは今度立ち上げるときに、そんなもの、そこからじゃじゃ漏れしとつたら、これ、何かたまってけえへんかったから見に行つたら漏れとつたって、そんなの、これ、言うちゃ悪いけど、小学校かそこらの問題と違うか。どう思うてはるのか知らんけど。

○中坊 陽委員長 福井理事。

○福井 均施設部理事 浅見委員のおっしゃるとおりでございます。返す言葉はございません。技術者の人だって、やはりマニュアルになかったとしてもポンプ等を運転する前には、再度かける循環ラインとか、そういうものを点検して、十分に点検した上でかけるべきやというのが技術者の責任やと思っています。だから、今回についての造船の説明はその辺もありますけども、やはり業者の施工完了時に最終確認を怠っていたということもありますし、ポンプの運転する際に再度機械の総点検をやってから機械を運転すると、そういう基本的なことも抜けていたということが事実でございます。それは私らの技術者の責任やと思っています。どうも申しわけございませんでした。

○中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 そんな今言うているような当たり前のことをこんなとこで論議せんならんというのは、ほんまに情けないのと違うか。あんたたち、技術者がそんなこと、こんなとこで大きな顔して言える立場なのか、それ。そんなこと言うとつたら、さっきの話じゃないけど、今後、地域でどんな施設も、この嫌われ者の施設、みんな断りますよ。これ、ここの地域の住民の方も物わかりがええか知らんけど、よかつたなということにしているのやと思うけども、今度新しくどこかへ建てるということになったら、これ、皆、ノーを出しますよ。あんたたちの責任ですよ、これは。

その辺、あんたたち、もっとね。1回目起こったとき、それは種類はいろいろ違うんでしょう。奥山の問題とこの問題と、いろいろ違いますけども、少なくともあなたの方しているお仕事は、どのポジションをとっても地域住民にとって大事なポジションなんですよ。僕は合理化したからこれが起こったのかどうか、それは知りませんよ。もし仮にそれならそれで、きちっとやってもらわな困るんですよ。何でもかんでも人を減らすのが理事者の仕事じゃないんですよ。安全が理事者の仕事なんですよ。その都度その都度言いわけを聞かせてもらうのは、これでもう最後にしていただきたいですよ。その言いわけが、私らが聞いて、なるほどな、そらしゃあないなと、なかなか思えないんですよ。これが専門家のしはることかなと思うわけですよ。そやから、やっぱりもう少しシブ

ロとしての認識を持ってもらいたい。

その辺で、中の細かいことはもう聞きたくもないけども、あなた方が今後どうしていくかと。今後こういうことは少なくとも一切出さないぐらいのことをこの場で言うてもらいたいですよ。いや、実はまだわかりまへんねんなんて、そんな不安なことを言うてもうたら、こんな委員会してる値打ちないですよ。

○中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 言葉足らずでございました。二度とこういうことがない決意でもって今後臨んでまいりたいと思っておりますので、どうかご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○浅見健二委員 もう置いとこ。

○中坊 陽委員長 ほかに。
矢野委員。

○矢野友次郎委員 もう今、浅見さん言わはったですけども、ちょっと近くに住まいしていますもんで、ちょっと細かいことなんですけども、まず、15 m³の冷却水これ、ドラム缶に直したら何本ぐらいというような。ちょっとわかりやすく説明するのに、例えば何リットルドラムで何本ぐらいに想定されるんですか。まずこれ1つ。15 m³。約で結構です。10本やとか20本やとか。

○中坊 陽委員長 浅田部長。

○浅田清晴施設部長 バキューム車を例に申し上げますと、10トン車、ローリー車がございませぬ。あれ、大体8トンから10トン入るわけなんですけども、あれの大体1.5倍ぐらいをイメージしていただいたら結構かと。

○中坊 陽委員長 矢野委員。

○矢野友次郎委員 バキュームの1.5やね。

次に、この水質汚濁防止法で43項目、また、ダイオキシンについては違う方からのあれであるんですけども、この冷却水にはこういう成分というんですか、何というんですか、あれが全部まじるとということでもいいんですね。この冷却水が出てきて流れたであろうとこでいたらこういう分析結果が出たということは、こういう冷却水にはこういう物質というのが何かが含まれておるという理屈でもいいんですね。

○中坊 陽委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 当工場につきましては、もともとは先ほどご説明させていただきましたとおりクローズドシステムで、基本的には外に排水を出さないという設計でございます。しかしながら、今般こういう事故でもって水が流出したということで、そういうふうには外へ出す場合の基準が水質汚濁防止法で規定をされておりますので、それに照らして43項目ということでございます。

中でも、例えば6ページでございますが、7番目のアルキル水銀化合物であれば、その許容限度というのが検出されないことということになっておりますので、これはあつてはならんという項目でございますけれども、それ以外につきましては、それぞれ水質汚濁防止法の中で許容限度が示されておりますので、可能性としてはこれがあるというふうには捉えておるところでございます。

○中坊 陽委員長 矢野委員。

○矢野友次郎委員 ドレンですから、私らが思うドレンは、例えば何かちょっとオーバーしたらそこから流れていくだとか、余分なものが流れてきたりするという、必要以上のものを排出するのがドレンだということで思つてはるんですけども。出てきた冷却水、今回はそのバルブの閉め忘れか何かで出てきたんですけども、出てくる中身の分は同じようなものなんですね。だから、先ほど申し上げましたように、冷却水の中にはこういう物質が含まれておると。今、寺島部長がおっしゃったようなことですね。

それで、これが出てきて、あと、今まで雨水経路、雨水経路というようなことが文書で出ていたんですが、今回、測定をされる採取場所が工場棟の前の側溝のますだとか、中間ますやとか、雨水の最終のますだとか、それから、工場外では太陽が丘の調整池に流れていく、これが雨水経路ということで今まで言われていたことでいいんでしょうか。

ちなみに、この太陽が丘の調整池というのはどこを指しますか。太陽が丘の調整池もいろいろあるんですが。正門の入るとこの右側のバス停のもう少し下がったところにある調整池でよろしいんでしょうか。

○中坊 陽委員長 福井理事。

○福井 均施設部理事 排水経路なんですけども、工場棟の前というのは今回漏れた冷却器の真下、冷却器は3階、4階ぐらいに当たるんですけども、そこから雨水の排水を通して道路の方の側溝へ出てきた。その側溝中間ますというのは、2つ目の門、工場に入ってきて、中に広場があります。その辺の真ん中についているのが中間ますという言い方をしております。最終雨水ますというのは、太陽が丘からくつわ池の方に向かって折居工場に入ってきて、第1門から大体20メートルぐらいのところにマンホールがあります。それを最終雨水ますという言い方をしております。太陽が丘の調整池というのは、今おっしゃられたとおり、正門の右側バス停の手前ぐらいにあるのが太陽が丘の調整池ということでございます。

○中坊 陽委員長 矢野委員。

○矢野友次郎委員 それで、通常は雨水もおそらくこういう経路で流れていってそこへ全部行くというような格好でなると思います。わかりました。

それで、最後に、再発防止の中で、今度はそのドレンバルブに工場内の排水処理施設で処理できる、これは言われたら家の中でも汚水ますへ流れていくような格好と同じように、ちょっとややこしいというたら表現がおかしいかわかりませんが、危険だとされる分については処理槽の方へ流れていく、あとは雨水で流れていく、これを分けておられるんですけども。今回そのドレンバルブは、私、申しあげましたように、これは通常でもいうたら余分な水がそこから流れるのがドレンということになって、それは今までから同じような格好で流れていたんでしょうか。今回改めて排水処理施設に流れていくようにされた。これ、ほかにもいろいろ炉とか何かお持ちですので、その中であって、ほかにはこれに類似したものはないんでしょうか。これがたまたま最後で残っていたから今回専用配管を取りつけられて処理されるのか、ほかにも、通常に今まで動いている中でもこれと類似したものがあって、まだドレンバルブから工場内で流出するようなことはないんでしょうか。

○中坊 陽委員長 福井理事。

○福井 均施設部理事 今回のドレンバルブについては、先生おっしゃられたのは、おそらくオーバーフローじゃないのかなという、要はある一定以上たまれば出るということでない……。

○矢野友次郎委員 ことでない。

○福井 均施設部理事 ドレンね。今回漏れた事故がありまして、工場内全部調べております。調べた結果、これと同じように高圧蒸気復水器ということで、焼却炉で蒸気を沸かした後、不要な分だけを今度は冷やす蒸気復水器も同じような構造をしています。それにもドレン管がついております。それについても本来は出ないんですけども、管の検査をする場合なんかには、ドレンがついておりました抜くようになっております。そういった箇所も本来ならば蒸気のドレンなので、純粋なものでありますから、同じような構造になっておるんですけども、今回そういったことも含めて、あと、そのほか蒸気復水器はエア抜きというのがあります。蒸気を通したときに一旦空気を抜けていかなあきませんので、そういったエア抜き管も含めて全部、工場から出えへんような形の改造を今かけておるところでございます。

○中坊 陽委員長 矢野委員。

○矢野友次郎委員 それでは、先ほどから二度とこのようなことは起こしませんというようなことなんですが、今言われたように、ほかの類似的なものも全部、仮に漏れたときについては場内にある排水処理の施設の方に流れていくと、こういう考えでいいと。

これについては、いつ頃工事なりが終わるんですか。

○中坊 陽委員長 福井理事。

○福井 均施設部理事 順次進めているところでございますけども、とりあえず全部箇所を当たって、そういう箇所につきましては出ないようにふたをしています。ふたというか、バルブの後に閉止板みたいなものを入れて出ないような構造にしております。順次、工場内へ引くような工事の進め方を今現在しているところでございます。

○中坊 陽委員長 矢野委員。

○矢野友次郎委員 最後ですが、今の工場内の排水処理でされることについては、そこで処理されて、その中のものも何かの関係で場外へ出される。雨水等については、この経路をたどって行って調整池へ入れると。多分この調整池からは前の配水管か何かで市役所の前の方に流れていっと思うんですけども、この調整池からのその後はどこへ流れていくんでしょうか。

○中坊 陽委員長 福西課長。

○福西 博新折居課長 折居台にあります宇治川6号排水路というところを通りまして、宇治川の方に流れる経路をとっておりますので。この経路は暗渠になっていまして、宇治川の方に放流するようになります。琵琶台の方には流れておりません。

○矢野友次郎委員 いやいや、琵琶台というのは。琵琶台というたら上へ上らないかんやん。わかりました。結構です。

○中坊 陽委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 ほかに質問ないようですので、以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査いたしますのでよろしく願いいたします。

これをもって廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時10分閉会